## 幕末明治の写真師列伝 第百十九回 宮下欽 その三十七

「四月十一日 晴天

一、午前第八時半過松蔵・宮下両人ニ而上野山内桜華景色写真に 行、午後二時頃帰ル、四ツ立判三枚・双眼五枚出来ス、○同第四時頃 宮下共慣義塾へ行、啓次郎殿入学之義、弥(ルビ:いよいよ)明十二 日 ゟ致し度頼、夫(ルビ:それ) ゟ洋書啓次郎用料之洋書二冊錦町迄 行調、六時過帰ル、○同第二時頃松崎氏来ル、

(内田九一書簡一通挿入)

横山様 内田拝上

御衆中

書付御受

每々御面倒恐入申候、塗盆三枚引替差上申候、御落手可被下候、此 段御請申上候、

御印形御特参二而、今暁九字二下拙宅へ、乍御苦労御出浮被 下奉申上候、

一、博覧会御註文惣高も弥干部二取極リ申候、

細事ハ今晩拝眉之上可奉申上候、右御請旁 (ルビ:かたがた) 申上度、如此御座候、以上、

辰一月廿五日

尚以、今晩御入之節、四ツ切之体を二ツ程御特参被 下候ハ、、忝 (ルビ:かたじけなく) 存候、 此段拝畏申上候、以上、

(外務省からの書簡一通挿入)

先刻申付候日光山写真者[先]一通り二而宜候間、此 段申入候也、

四月廿九日

X

外務省庶務

横山松三郎方へ」

ここで重要な情報が出て来る。それは4月10日、4月11日の記述で、宮下欽が松蔵と一緒に上野山内へ行き、桜の花の風景写真を撮りに行っているという事実である。この風景写真がどういう写真であるかは不明ではあるが、現在、我々が撮影者不明とした上野の桜の花の風景写真がそれという可能性は高い。このことは今後も留意するべき事であろう。

共慣義塾は、明治維新の後、盛岡藩最後の藩主、南部利恭(ルビ: としゆき)が、藩士子弟の中から傑出した人物を世に送り、藩勢を立てなおそうと創立した英学塾で、啓次郎がこの共慣義塾に入学していたのも興味深い。共慣義塾は湯島三組町にあった。

さらにここで内田九一の書簡が一通挿入されており、これも内田九 一研究の一事実として興味深い。

「四月十二日

一、午前第八時束脩金二円持参、啓次郎殿一同二宮下共慣義塾行、 同時過二宮下帰り来ル、啓次郎殿正午頃帰ル、○午前第十一時半過吉 五郎来ル、同人頼二付四ツ判焼わく(註:枠)五ツ、羅紗裏切五枚、 鉄羽五枚、ばね数二拾借(貸)遺いス、尤両三日と申約東なり、〇午後第二時前宮下、石川へ行、「大判・硝子三枚調、夫ゟ浅沼や(屋)へ行、「大」台紙註文シ、内田氏へ行、四ツ立張込之ブック二冊相頼、夫ゟ向島辺写真之場所見分シ梅若塚迄行、同第七時半頃帰ル、〇塩坪氏より午後第七時頃使来リ候ニ付、兼而借用之西洋出来之写真二枚返ス、〇吉五郎午後七時半頃来リ、今夜ゟ当方ニ引越ぎり之約東なり、〇善太郎手伝連来リ、終日例之通細エス、〇大蔵省(軍医療)六等出仕吉田氏来リ、今般呉服橋内へ大蔵寮□省ニ而見事之家建築有之、右同省ニ手寄有之候間、写真致し候ハ、申込遺し可申旨、沙汰被下候、○玉松ゟ使来リ、宮下ニー寸来リ呉候旨頼有之、」

「四月十三日 晴

一、午前第六時過松蔵、宮下・吉五郎を連、向島江桜華景色写二行、午後第五時過帰ル、四ツ立判三枚、八ツ立判二枚、双眼三枚種板出来ス、〇吉五郎ゟ堀之和田氏ニ用事有之旨ニ而[返リ□]途中ゟ同氏方へ行、〇午後第二時項織田氏来ル、無程帰ル、〇善太郎来リ、手伝之者召連来リ、普請向例之通、〇午後第六時前笹森氏来ル、無[程]帰ル、〇午前第十二時半堤氏之弟来ル、両三日内ニ帰国可致間、京都表へ御用之義有之候ハ、、何なりとも被仰下度旨申聞候ニ付、松三郎他出致し留主之義ニ付、いつれ(註:いずれ)当方ゟ罷出有無可申上旨相答、同時過帰ル、」

「四月十四日 薄照

一、午前第十時頃西田耕蔵殿来ル、今般当分之内、木挽町三町海陸 運送方桜屋三右衛門ニ在宿候旨被仰聞、菓子・茶出ス、同時過箱館住 吉や(屋)和兵へ(衛)殿、外ニー人同道ニ而来ル、菓子・茶出ス、 右之人々同第十二時頃帰ル、〇斎藤氏同第十二時前来ル、羊羹一本到 来ス、且楼上へ菓子一袋到来ス、午後第二時前帰ル、右同人唯今迄同 宿之人病気ニ付、軽快次第参るべき旨頼有之、〇同第二時頃宮下兵学 寮へ行、兼而機械之写真註文之分、二拾九種五枚ツ、合〆百四拾五枚 持参シ、左之通之書面差出ス、尤印判不致、

[陸軍兵学寮宛受領書書写]

記

一、金四拾五円三拾一銭 大砲小銃等之写真

二厘五毛 八ツ立判[百] 四拾五枚、

但一枚二付代金五拾一

銭二厘五毛ツ、、

右之通代金御仏被下ケ被成下、正奉請取候、以上、 年月

横山松三郎

兵学寮御役人御中

夫ゟ租税寮へ行、過日註文ニ相成候富岡景色三部差出し候所、同寮 之御役人衆、大蔵省江同道ニ而行、左之通之印書差出シ、即時御下ケ 金ニ相成、

[大蔵省租税寮宛受領書書写]

記

(つづく)

(※「ゟ」は平仮名の「よ」と「り」の合字)

(森重和雄)